



JAL不当解雇撤回ニュース

No327号 2013.11.06
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

徳島で大集会 JAL 不当解雇撤回めざし

10月16日 18:00～、徳島あわぎんホールにて JAL 闘争を支援する徳島の会主催による、「JAL 不当解雇撤回10.16徳島大集会」が開催され、150名が参加しました。

「支援する会徳島」の藤岡代表が挨拶 金澤国民共闘共同代表が講演

徳島の集会は東京文京区で10月25日に JAL 解雇撤回国民共闘会議主催により開催される「高裁勝利！ 早期解決をめざす10.25大集会」(すでに開催済み)に連帯する集会として開催されました。



挨拶する藤岡代表

オンザロードの合唱で始まった集会は、支援する会徳島の藤岡代表(自治労徳島県本部委員長)の主催者挨拶に始まり、富永徳島人権平和運動センター議長、山本徳島労連議長、中野国鉄闘争センター四国事務局長から連帯のあいさつがされました。

JAL 解雇撤回国民共闘共同代表の金澤全労協議長による「JAL 闘争の意義と私達の任務」の講演が約1時間行われ、この解雇の狙いと解決のために全国に支援組織を広げることの重要性が話されました。



講演する金澤共同代

集会参加や支える会への加入を提起

徳島の会大谷事務局長(自治労徳島県本部書記長)から「支える会」への加入呼びかけ、物販・署名回収への協力、10.25集会への支援する徳島の会からの代表派遣など行動提起が行われ、会場から集められた3万3000円のカンパが藤岡代表から原告団に手渡されました。

徳島大集会の決議文を全農林の野村さんが力強く読み上げ、全員一致で採択しました。この決議文は後日、東京裁判所、国土交通省、厚生労働省に送られました。

最後「にがんばろう」を合唱し、団結ガンバロウ三唱で集会を締めました。

当日会場では自治労の方々の多大なご協力により JAL 争議支援物販を行っていただき、約5万円の売りあげがありました。ありがとうございました。



報告する原告の林さん

原告の鈴木さんと林さんが報告と決意表明



報告する原告の鈴木さん

原告団鈴木事務局次長から、9月に行われた証人尋問について、愛媛在住の原告団林事務局次長から、原告団の近況や現在の職場の状況などが報告されました。また両氏は、安全運航確保のためにも必ず不当解雇撤回を勝ち取ると決意を表明し、一層の支援を訴えました。



「支援する会徳島」の藤岡代表よりカンパの贈呈を受ける原告の林さんと鈴木さん

「10・25大集会」に連帯する集会は、兵庫(10月3日)、三多摩(10月3日)、秋田(10月26日)でも行われました。

JAL不当解雇撤回を求める決議

2010年1月19日、JAL(日本航空)は倒産した。その後、政府から3,500億円の援助を受け、46,000人体制から30,000人体制とする再建合理化案を決定した。そして希望退職を募集し、同年12月9日には、目標の1,500人を上回る1,696人が応じたにもかかわらず、12月31日にパイロット81人、客室乗務員84人、合計165人を解雇した。解雇された人の中には組合活動の中心を担ってきた人が大勢いた。つまり、これまで会社にキチンと物を言ってきた人が整理解雇されたのである。

この解雇は、「整理解雇の4要件」に照らしても認められない。「整理解雇の要件」は、「不当な解雇を許さない」という多くの労働者のたたかいによって最高裁判例によって確立したものである。JALの削減目標を上回る人数が希望退職に応じていることや、2010年10月までの営業利益が累計で1,327億円にも達していることを見ただけで、解雇の必要性は全くなく、「解雇権の濫用」そのものである。また、整理解雇の人選基準が、病歴や年齢の高い順の選別になっていることは、憲法27条の勤労権やILO条約・勧告に照らしても、世界に例を見ない人権侵害と言える。同時に日本航空の安全運航と職場要求実現の先頭に立っている組合役員の排除を狙う不当労働行為ともなっている。つまり、「真の狙いは闘う組合つぶし」であったことは明らかである。

解雇されたパイロット74人、客室乗務員72人の計146人(のちにパイロット2人が追加提訴)が解雇撤回を求めて2011年1月19日に東京地裁に提訴し、「JAL不当解雇撤回を目指す国民支援共闘会議」や「支える会」などの多くの市民、労働組合が支援を寄せた。しかし、2012年3月29.30日の東京地裁判決は大方の予想に反して不当判決が下され、現在、東京高裁に控訴中である。この地裁判決は「整理解雇の4要件」をことごとく無視して、どんなに会社が利益を上げようと更生計画を実現しなければならないとし、そこには労働者の働く権利や雇用を守る視点などは一切考慮されていない。まさに裁判所が「首切り」自由を後押ししたのである。東京高裁には、良識のある判決を求める。

私たちは、JAL不当解雇撤回を強く求めるものである。さらに、本闘争を通じて、「解雇自由社会」を認めず、政府・財界のおしすすめる解雇の金銭解決や限定社員の導入などの労働の規制緩和を許さないたたかいも強力に進めていく。
以上、決議する。

2013年10月16日

JAL不当解雇撤回 10.16 徳島大集会